

海外経済要録

米州諸国

米国、1966年第3四半期の国際収支

1966年第3四半期の国際収支は流動性ベース(季節調整済み)でみて赤字幅218百万ドルであり、第2四半期141百万ドルに比べ若干の悪化となつた。しかし公的準備ベースの収支は第3四半期に946百万ドルと大幅な黒字となり、第3四半期までの累計も491百万ドルの黒字となつた。

各項目の動きを見ると、米国経済の過熱化を反映して、商品貿易収支の黒字幅が第2四半期849百万ドルから780百万ドルへと依然として悪化傾向をみせていることが注目を引く(第1～第3四半期の輸出は前年同期比12.8%増、輸入は20.1%増)。またベトナム戦を反映して海外軍事支出の増加が続いている。

一方資本収支面では改善傾向が続いているが、第2四半期に比べるとややテンポが落ちている。米国民間資本の動きをみると、米国内での外国証券発行はカナダの繰越し起債が行なわれた第1四半期に比較すればはるかに低水準であるが、第2四半期に比べると約1億ドルの増加となっている。これに対し米国銀行の対外貸付は国内における異常な金融ひっ迫を反映して112百万ドルの回収超となつた(第2四半期に比し236百万ドルの改善)。

次に外国資本の動きをみると、第2四半期の改善要因(504百万ドル)であった米国民間証券への外国人投資は、第3四半期には146百万ドルに低下している点が目立つ。また米国銀行の長期外資導入による資本流入も減少した。第2

四半期は439百万ドルの長期資本が米国銀行に流入した。主因は米国政府の依頼に基づいて、主要国政府あるいは国際機関が短期ドル債権を1年もの以上の銀行預金、T Bに乗り換えたためであるが、この種の操作は第3四半期にはあまり行なわれなかつたものと思われる(流入額90百万ドル)。

外国資本の流入が大幅に減少したにもかかわらず、第3四半期の赤字幅がそれほど拡大しなかつたのは、外国政府による期限前返済があったためである(イタリア145百万ドル、フランス70百万ドル)。

また、公的準備ベースが大幅な黒字となったのは、米国銀行のユーロ・ドラーの大量取入れにより対外民間ドル短期債務が急増したためである(第2四半期316百万ドル、第3四半期1,169百万ドル)。

米国の国際収支

(季節調整済み、単位・百万ドル、-は赤字)

	1965年	1966年		
		I	II	III
経常収支	4,163	717	619	492
貿易収支	4,788	1,167	849	780
(輸出)	(26,276)	(7,171)	(7,111)	(7,439)
(輸入)	(-21,488)	(-6,004)	(-6,262)	(-6,659)
貿易外収支	2,169	402	511	406
うち(軍事支出)	(-2,881)	(-854)	(-899)	(-937)
観光収支	-1,188	-310	-310	-291
投資収益収支	4,255	1,094	1,143	1,096
移転収支	-2,794	-852	-741	-694
資本収支	-5,071	-971	-593	-828
米国民間資本	-3,690	-928	-1,094	-713
長期資本	-4,451	-906	1,056	-733
短期資本	761	-22	-38	20
米国政府資本	-1,575	-332	-459	-378
外国資本(注)	194	289	960	263
誤差脱漏	-429	-297	-167	118
総合収支(流動性ベース)	-1,337	-551	-141	-218
総合収支(公的準備ベース)	-1,305	-241	-214	946
(参考)(季節調整前)				
金準備増減(-)	-1,665	-68	209	-173
外貨準備増減(-)	349	-222	163	426
IMFゴールド・トランシュ増減(-)	94	-34	-22	-335
対外流动債務増(-)減	-115	376	-84	-629
うち対外公的機関流动債務増(-)減	17	851	-58	614
対外公的機関流动債務増(-)減	-100	-25	-254	-105

(注) 対米流动資産投資を除く。

資料:米商務省 "Survey of Current Business" 1966年12月号。

◇米連邦準備制度、事業貸出抑制に関する書簡を撤回

昨年12月27日、連邦準備制度理事会は、全加盟銀行に對して事業貸出の抑制を要請したる9月1日の書簡(41年10月号「要録」参照)を撤回する旨発表した。なお同書簡においては、銀行が証券売却によらず事業貸出抑制によってポジション調整を行なう場合には、長期の連銀借入れが必要になる場合もありうることを認めているが、今回の書簡撤回に伴いかかる連銀貸出の特別措置も停止される。

書簡撤回の発表に当たり、連邦準備制度理事会は要旨次のように述べている。

「書簡送付以後今日までに、金融情勢は変化し、事業貸出の増加率は比較的モダレートな水準に低下した。銀行はもはや証券の処分を行なっていない。したがって、9月1日の書簡の目的は、加盟銀行の協力の下に達せられた。ここに連邦準備制度理事会は、各連邦準備銀行総裁に対し、9月1日の書簡において発表された特別貸出取決めが停止されることを各加盟銀行に通知する権限を与える。」

◇米国の一般教書

ジョンソン大統領は1月10日議会に對して一般教書を送り、本年の政策方向の大綱を明らかにした。主要点は次のとおり。

1. 財政および予算の運用にあたっては、
 - (1) インフレでない経済の成長を維持すること、
 - (2) ベトナム戦および国民生活向上のための費用をまかうこと、
 - (3) 貿易黒字幅拡大を図ること、
 - (4) 金融を緩和し、金利を引き下げるため今後も努力を続けること、
 の諸点に留意する。
2. 法人所得税、個人所得税の双方について6%の付加課税を、2年間またはベトナムでの異常な支出が続くかぎり実施するよう提案する。もしこれらの支出の削減が可能になれば、この付加課税を早期に終了するよう議会に勧告する。この付加課税による税収増は初年度45億ドルの見込み。所得が年5,000ドルで子供2人の夫婦、所得が年1,900ドル未満の独身者はこの税金を免税。
3. 1967財政年度については、予算歳出1,267億ドル、歳入1,170億ドル、財政赤字97億ドルになる見込み。1968年度は歳出1,350億ドル、歳入1,269億ドル、赤字81億ドルになる見積り。
4. 1966年の経済でわれわれが最も失望したのは、極端に金利が上昇し、金融がひっ迫したことである。このた

め、住宅購入者、住宅建設業者等に不公平な負担がかかる。連邦準備当局との協力を真剣に望んでいるが、それによって、金融緩和の動きはさらに続くものと確信している。金利を下げ、金融を緩和するために大統領としてできるだけのことをするつもりであること、を米国国民に誓う。

5. 連邦住宅貸付銀行理事会は貯蓄貸付組合に対する貸出利率を6%から5.75%に引き下げ、同時に10億ドルの資金をその貸出に充てる。

6. その他の主な施策は次のとおり。

- (1) 社会保障支払額を20%引き上げる(初年度41億ドルの支払増)。
- (2) 商務省と労働省を統合し、新しく産業労働省(Department of Business and Labor)を設ける。
- (3) 大気、河川汚染対策、米国美化運動の促進。
- (4) 公的、私的機関による、監聽を国家の安全にかかわる場合を除いて一切禁止するよう立法化する。
- (5) 徵兵制度の近代化のための勧告案を議会に送る。

◇米国予算教書

ジョンソン大統領は1月24日、1968年度の予算教書を議会に提出した。行政予算においてこれをみると、歳出はベトナム戦争の拡大に伴う国防費の増大を主因に前年度実績見込みを83億ドル上回る1,350億ドルに拡大したが、歳入面において所得税の増税措置などが採られたことによって68年度には1,269億ドルの歳入(前年度比99億ドル増)が見込まれており、この結果赤字は67年度(97億ドル)を若干下回る81億ドルとなっている。

今回の予算の特徴は国防費の比重がさらに上昇し、他方「偉大な社会」計画およびその他の支出増は必要最少限度に切り詰められたことである。すなわち、国防費は前年度比53億ドルの増加となり、歳出増加総額の約64%を占めているのに対し、偉大な社会関係費は小額の増加にとどまり、本教書からは「偉大な社会」という言葉すら消え去っている。国防費増加額の内訳についてみると、25億ドルがベトナム戦費に、残る28億ドルがその他の軍事力増強(ナイキXの生産、潜水艦発射用改良型ポセイドン・ミサイルの購入、戦争予備力の増強など)に振り向けられている。この結果ベトナム関係費は、対外援助分も含めて224億ドル(戦費219億ドル、援助5億ドル)と見込まれ、その増加額(25億ドル)は前年度の増加見込み額(152億ドル)を大幅に下回っている。これは、これまで急速に拡大の一途をたどってきたベトナム戦争によるやく頭打ちの傾向が出始めたことを示すものであるが、一方においては前年度と同様に戦争の状況い

かんにより、追加支出の要請がありうることも無視できないであろう。

その他の歳出では、国債利子の6億ドル増、予備費の21億ドル増など、いずれも経常費の当然増にすぎず、また对外援助においては、被援助国の自助措置の要求、援助対象の重点化、多角的援助の活用などの基本政策のもとに、前年度比わずか2億ドル増の要請にとどまっている。

さらに注目されることは、予算会計上歳出のマイナス要因となる政府機関の債権売却が約58億ドルも見込まれていることで、もしこれがなければ68年度の実質的な歳出は1,400億ドルを越え、赤字額は約140億ドルと、戦後最大の規模に達することになる。

一方歳入面においては、以上のような歳出の増加をまかうために、個人・法人所得税についての6%の付加税(45億ドル)、一部法人税納期繰上げの促進(10億ドル)、郵便料の引上げ、ディーゼル油などに対する利用税の新設などによって、前年度比99億ドルの歳入増が見込まれている。しかし、このような歳入見積りについては、最近の米国経済の微妙な動向からやや楽観的にすぎるとの見方も一部にあり、この面からも68年度の財政赤

行政予算規模の推移

(単位・億ドル)

年 度	歳 入	歳 出		収支専
		計	うち 国防費	
1961	777	815	475	- 39
62	814	878	511	- 64
63	864	926	528	- 63
64	895	977	542	- 82
65	931	965	502	- 34
66	1,047	1,070	577	- 23
67(見込み)	1,170	1,267	702	- 97
68(見積り)	1,269	1,350	755	- 81

字が増大する可能性があることを見のがすことはできない。

またかかる財政赤字に対処するため、さきの債権売却に加えて、国債30億ドル、政府機関債14億ドルの発行が予定されており、これが今後の金融市場に与える影響が注目される。

◇米国の大統領経済報告

ジョンソン大統領は1月26日、1967年の経済報告を議会に提出、また同時に大統領経済諮問委員会の年次報告を発表した。両報告は、6年にわたる拡大を続けた米国経済の繁栄を誇る一方、①国内の貧困層の存在、②物価の上昇、③国際収支問題、④住宅建築の沈滞、などの問題があることも指摘、67年にはこれらの問題の解決をはかりつつ、「健全かつ実り多い経済成長」を維持していくとの決意を明らかにした。両報告の要点は次のとおり。

(1) 物価安定を漸進的に回復するため、適切な経済政策の運営をはかるとともに、労使が価格・賃金決定に当たって自制的に行動することが必要である。本年の賃金上昇は、残念ながら、生産性向上分を上回ることとなる。しかし、それは生産性向上分プラス物価上昇分をかなり下回るものでなくてはならない。

(2) 国際経済政策については、ケネディ・ラウンド交渉を推進すること、東西貿易を拡大すること、自助の努力を続けている後進国への援助を進めることなどを強調。

(3) 昨年の国際収支は、公的準備ベースで黒字を示し、流動性ベースで若干の赤字増にとどまったが、ベトナム紛争による外貨流出が続くかぎり改善の努力が必要である。企業・銀行が国際収支ガイドラインを遵守するよう期待する。さらに米国内の金融緩和に伴い外国からの資金需要が増加するおそれがあるので、金利平衡税を強化

行政予算内訳

(単位・億ドル)

	1967年度 見込み	1968年度 見積り	増 減
歳 入 計	1,170	1,269	99
個 人 所 得 税	622	732	110
法 人 所 得 税	344	339	- 5
消 費 税	93	88	- 5
そ の 他	111	110	- 1
歳 出 計	1,267	1,350	83
國 防	702	755	53
國 際 関 係	46	48	2
宇 宙 研 究	56	53	- 3
農 業 資 源	30	32	1
天 然 資 源	32	35	3
商 業 ・ 運 輸	35	31	- 4
住 宅 ・ 地 域 開 発	9	10	1
保 健 ・ 労 勤 ・ 福 祉	104	113	9
教 育	33	28	- 5
復 員 軍 人	64	61	- 3
國 債 利 子	135	142	6
一 般 行 政 費	27	28	1
そ の 他	- 7	15	21
収 支 専	- 97	- 81	

延長(従来の実効税率1%を、0~2%の可変税率に変更。期限は67年7月から69年7月まで延長)するよう提案する。その他、外国人旅行者の誘致のための研究委員会を任命することとした。また輸出入銀行の存続期間延長、貸出権限拡大を要請し、他の諸国に共同防衛、対外援助の資金負担を呼びかける。

(4) 国際通貨制度に関しては、新準備資産創出に関する協議が第二段階に進んだが、本年もいっそう努力していく。

(5) ベトナム戦争がいつ終結するかは予言できないが、終結した場合、これに応じて経済政策を早急に調整しうるよう、経済諮問委員会委員長はじめ関係機関の長に、減税、政策調整、労働力移動などについて検討しておくよう命じた。

(6) 本年は名目6.5%、実質4.0%の成長(昨年は8.5%、5.4%)、2.5%の物価上昇(GNDデフレーターによる。昨年は同デフレーターでは3.1%、卸売物価では3.2%、消費者物価では2.9%)、および3.9%の失業率を予想。上期は在庫調整、個人消費伸び悩みで拡大テンポが鈍化するため財政赤字で景気をさきえるが、下期は金融緩和等で、景気が行過ぎになることを防ぐため増税(6%の所得税付加税)を活用する。

歐州諸国

◇ EEC理事会、ケネディ・ラウンドに対する態度決定
する1月12日、EEC理事会はケネディ・ラウンド交渉の最終段階に臨む態度を、概要次のとおり決定した。

(1) 工業製品について、EECは従来のオファーを変更せず、また米英その他の諸国が提示している警告リストを受けつけない。米英両国のオファーはEECのオファーとほぼ均衡のとれたものとなっており、したがってこの両国が警告リストを付す理由はない。両国がこれを撤回しない場合は、EECも新たに警告リストを提出することになろう。

(2) 米国のASP制度(一部の化学製品に対する関税評価制度)の廃止について満足すべき結果が得られない場合には、EECは化学製品の関税引下げオファーを取り下げるこもありうる。また一般的な問題として関税格差についても調整が図られるべきである。

(3) 北欧諸国およびスイスに対しては、相互のオファーの均衡を図る方向で交渉を開始する。

(4) 農産物に関するオファーは従前どおりとする。

このようなEEC理事会の決定は、EECのオファーを可能な限り改善すべきであるとする西ドイツとオファ

ー改善の必要なしとするフランスとの妥協の産物であるといわれている。いずれにしても、このかなり強硬なEECの態度に接して他の関係国がどのような反応を示すかが注目される。

◇ 英国、産業再編成公社の発足

昨年1月、政府により構想が発表された産業再編成公社(社)は昨年12月21日に根拠法規が成立、本年1月より業務を開始した。

(注) 國際競争力強化のための産業再編成の促進をねらいとしており、1.5億ポンドの財政資金により企業の合併、合併企業の近代化・合理化投資を助成するための出資および融資などを行なう(41年3月号「要録」参照)。

同公社は発足後最初の出資を、このほど米国クライスター社のてこ入れにより再建がはかられている自動車メーカー、ルーツ社に対して行ない(3百万ドル)役員1名を派遣することとした。

ルーツ社は、近時経営不振に陥ったためクライスター社(ルーツ社の議決権株式の45%を保有)から、自社の支配権を渡すことを条件に20百万ポンドの資本援助を受けることとなっている。政府は、当初、外資による基幹産業の支配は極力避けたい意向から英国内自動車メーカー2社(BMCおよびレイランド)にルーツ社の救済を要請したが、拒絶されたため、基幹産業存続のためには外資導入もやむをえないとの態度を固め、クライスター社に対し、産業再編成公社によるルーツ社への出資、役員派遣のほか、次の条件を付したうえでルーツ社への資本援助を認めたこととした。

(1) ルーツ社役員の過半数は英国人をもって当てること。

(2) 英国内、とくにスコットランドにおける工場拡張計画の遂行を確約すること。

(3) 輸出の増強につとめ、差し当たり生産に対する輸出の比率を現状の30%程度から他社並みの40%程度まで引き上げるよう努力すること。

なお、本件資本提携は外資による英國基幹産業支配の事例として関心を集めているが、政府が産業再編成公社をしてこれに参加させ、外資支配に対する牽制的役割を演じさせることとしたのは新しい着想として注目されている。

◇ 西ドイツ、公定歩合引下げ

ブンデスバンク理事会は1月5日、公定割引歩合の引下げ(5→4½%)、債券担保貸付歩合の引下げ(6¼→5½%)、および政府短期証券売却レートの引下げ(引下げ幅1/4%、別項参照)を決定、いずれも翌1月6日より実施

することとした。

今次措置に関するブンデス銀行の公式コメントの要旨は次のとおり。

「これまで流動性の増大による金融緩和が行なわれてきたが、ブンデス銀行は当面の景気鈍化傾向にかんがみ今回の措置を採った。これにより市中金利が低下することを期待する。経済の安定を阻害しないため、ブンデス銀行は慎重な決定を行なった。もし公定歩合の下げ幅がより大幅であったならば、西ドイツから海外への資金流出が生じ、国内金融市場に望ましくない事態をもたらすことになろう。ブンデス銀行は、政府が財政の赤字を排除しようと努力しており、また、労使双方が賃上げを妥当な線に押えるよう協調的態度を示していることを歓迎する。こうした動きが今後さらに進展するならば、ブンデス銀行としても今後いっそう金融緩和政策を実施しやすくなるであろう。」

◇西ドイツ、売りオペレートの引下げ

ブンデス銀行は昨年12月30日、政府短期証券売却レートを各期日ものとも $\frac{1}{4}\%$ 引き下げた。本措置は年末から年初にかけての現金還流などに伴う金融市場の自律的緩和を実現させる目的で採られたものとみられる。その後売りオペレートは、1月になって5日(引下げ幅 $\frac{1}{4}\%$)、17日(同 $\frac{1}{4}\%$)、20日(同 $\frac{1}{4}\%$)と3回にわたって引き下げられ、この結果、90日もの短期証券の売却レートは $4\frac{1}{2}\%$ と、公定割引歩合($4\frac{1}{2}\%$)を $\frac{1}{4}\%$ 下回ることになった。なお、ブンデス銀行の売りオペレートは1962年3月以降ほぼ一貫して上昇してきたので(上昇幅約3%)、今回の措置は実に5年ぶりの引下げである。

ブンデス銀行の売りオペレート

(単位・%)

	新 レート	旧 レート
大蔵省証券		
30~59日もの	4.0	4 $\frac{1}{2}\%$
60~90日 ク	4 $\frac{1}{2}\%$	5.0
割引国庫債券		
6ヶ月もの	4 $\frac{1}{4}\%$	5 $\frac{1}{2}\%$
1年 ク	4 $\frac{1}{2}\%$	5 $\frac{1}{4}\%$
1年半 ク	5.0	5 $\frac{1}{2}\%$
2年 ク	5 $\frac{1}{2}\%$	6.0
食糧証券		
30~59日もの	4 $\frac{1}{2}\%$	5.0
60~90 ク	4 $\frac{1}{4}\%$	5 $\frac{1}{2}\%$

(注) 新レートは67年1月20日以降適用のもの。
旧レートは66年12月29以前のレート。

◇ブンデス銀行、非居住者債務に対する最低準備率を引下げ

ブンデス銀行理事会は1月19日、金融機関の非居住者債務に対する最低準備率を引き下げ、居住者債務に対する最低準備率と同率にし、2月1日より実施することを決定した。この結果、新準備率は、金融機関の規模および所在地によって異なるが、最高は当座性債務13%、定期性債務9%、貯蓄預金6.6%となる(従来は64年4月以来、それぞれ法定最高限度の30%、20%、10%)。

今次措置は、昨秋来推し進められてきた一連の金融緩和政策の一環として採られたもので、本措置による準備預金解放額は約6億マルクと見込まれている。

◇西ドイツ、輸出金融拡充

ブンデス銀行は1月6日、前日の中銀理事会における中長期輸出金融強化の決議に基づき、同行が輸出信用会社(Ausfuhrkrredit G.m.b.H)に対して供与する信用枠(いわゆるB枠)を、1968年末まで15億マルク(従来9億マルク)に拡大することを決定した。この結果B枠の融資金利は6%に引き下げられ(従来6.5%)、6日より実施されることになった(なおA枠の融資金利も従来の8.25%から7.5%に引き下げられ、1月23日より実施された)。

輸出信用会社のB枠は、昨年7月に3億マルクから9億マルクに拡大され、昨年12月には枠算定基準の改正による枠の実質的拡大が実施されたが(前月号「要録」参照)、最近の外需の好調を映して資金需要はきわめて旺盛で、昨年末で枠は完全に食いつぶされていた。本措置はかかる事態に対処し、今後の西ドイツ輸出のいっそうの促進を図る意図から採られたものである。

◇西ドイツ、新規公債発行を再開

西ドイツの資本市場対策会議は1月9日の本年度第1回の会議において、昨年5月以降実施してきた「新規公債発行差止め措置("Emissionspause")」を解除し、起債再開の手始めとして、かねてから要望のあったミュンヘン市債(100百万マルク、期間15年、表面利率7%の見込み)の発行を認可することを決定した。

今次措置が決定された背景には、極度の不振状態にあった西ドイツ債券市場が昨秋以降、新規公債発行差止め措置の奏功かたがた株式市場の不振をながめた機関投資家の債券投資へのシフトもあって、漸次改善傾向を示してきた(注)という事情があり、昨年末には復興金融金庫(KfW)の新規起債が実施されるなど(前月号「要録」参照)、起債差止め措置の早期解除が各方面から期待され

ていたものである。

しかしながら、債券市場の先行きについて当局は必ずしも樂觀視しておらず、今後も公債の起債の順序、時期、金額、発行条件等につき慎重な調整を続けてゆく必要があるとの態度を明らかにしている。

(注) ちなみに7%もの既發公債の市場利回りは、年初来は7.4%台で推移(最悪時の66年夏ごろには8.3%台に高騰)。

◇フランス、準備預金制度の発足

国家信用理事会は1月10日、懸案の準備預金制度に関する具体的手続を承認するとともに、同制度を21日から実施することを決定した。

本制度の概要は次のとおり。

(1) 対象

従来の可変流動比率(Coefficient de trésorie)の対象先である銀行法上の銀行のほか、新たに農業協同組合、海員協同組合等の組合金融機関を加える。

(2) 準備率

準備率は10%の範囲内でフランス銀行が定める。フランス銀行が決定した準備率は次のとおり。

当座預金(証券会社預り金等を除く) 4.5% (A)

貯蓄性および定期預金(3年末満) 2.0% (B)

ただし、経過措置として10月までの間、次のとおり行なう。

	(A)%	(B)%
1月21日～4月20日	1.5	0.5
4月21日～7月20日	2.5	1.0
7月21日～10月20日	3.5	1.5

(3) 積立方法

前月末の預金残高に基づき、毎月21日から翌月20日までの期間積立を行なう(平残ベース)。なおこの積立金には付利しない。

(4) 過怠金

公定歩合に3%を加えた率の範囲内でフランス銀行が定める。フランス銀行はこれを2%と決定、これにより過怠金金利は5.5%となる。

(5) 過渡的措置

本制度実施に伴い従来の可変流動比率(Coefficient de trésorie)、国債強制保有制度(Planchers)は廃止するが、過渡的措置として当分の間、従来と同様国債および中期信用手形を、次のとおり保有させることとした。

国債保有率(従来5%)については、準備率の引上げとほぼ見合うよう1～3月4%、4～6月3%、7月2%、8月1%と漸減させ、9月以降廃止する。

中期信用手形保有率も25%の範囲内でフランス銀行が

決定することとし(1月については20%と決定)、その保有率を漸減させ1970年に廃止する予定。

◇フランス、銀行の支店新設を自由化

国家信用理事会は1月10日、銀行の支店新設の事前許可制を届出制に改めることとした。

従来(1959年以降)経済活動の活発な一部都市地域を除いて銀行の支店新設は大幅に制限されてきたが、本措置は、昨年来進行している銀行の大型化政策や、預金吸収力強化のための諸制度改革の一環として実施されたものとみられる。

なお本措置の実施により、①従来店舗網が少ないため預金銀行に比べ不利な立場にあった事業銀行の支店新設、②従来店舗増設の困難であった地方での新設、③経済活動の活発な都市部での支店新設競争の激化、などが予想されている。

◇フランス、株式等の証拠金率引き下げ

フランス証券取引委員会は12月21日、不振を続ける証券市場対策(年初来14%低下)として、株式等の証拠金率を5～15%引き下げ、22日から実施した。

新旧の証拠金率は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

(担保物件)	(フランス) 国債 %	(その他) 券 %
現金または大蔵省証券	15(15)	20(30)
国債、国内債券または金	20(25)	25(40)
その他の有価証券	25(30)	40(50)

◇スイス、市中貸出規制方法を改定

スイス連邦議会は昨年12月27日、スイス国民銀行の提議に基づき、64年5月1日以降「景気抑制法」を根拠として実施してきた市中貸出規制措置を、昨年末をもって廃止することを決定した(「景気抑制法」は本年3月に失効)。これに伴いスイス国民銀行は市中銀行と協議のうえ、今後以下のような形で貸出規制を継続することを申し合わせた。

(1) 規制対象銀行(総資産が10百万フラン以上の全金融機関)は、本年1年間の貸出(政府、公共団体向け貸出や有価証券投資等を含む)の増加額を、66年末残高の7%の範囲内に押えること。

(2) ただし、昨年1年間の貸出増加額が、65年末残高の8%を超えるか、かつ本年中の貸出増加額を66年末残高の7%の枠内に押えることができないと見られる銀行は、本年中の貸出増加額を昨年中の増加額の90%以内に押えること。

スイスの市中貸出規制は62年3月から「紳士協定」の形で実施されており、64年5月以降昨年末までの間は「景気抑制法」を根拠に実施してきた。今回の措置はかかるての規制と同様的規制力を持たず、性格上、道義的説得であるとみられる(以下審議中のスイス国民銀行行法改正案には、国民銀行に市中貸出規制権限を付与することが織り込まれている)。

なお今回の措置により、規制方法が変わったが(従来は規制対象となる銀行の貸出の年間増加額を前年同期の増加額の一定比率以内に押えるよう規制)、金融引締め効果は、従来の方式による場合と大差ないものとみられている。

◇ベルギー、市中銀行貸出規制の延長

ベルギー国民銀行は12月30日、66年末をもって期限切れとなる市中銀行貸出に対する規制措置(66年4月以降復活)を67年6月まで延長することを決定した。

同銀行によれば、ベルギー経済は漸次鎮静化の傾向を示しているものの、いまだインフレ再燃の懸念が払拭されないため同措置の延長を決めたものとされているが、今回は特定の貸出を規制対象からはずすなど若干の手直しが加えられている。今次措置の内容は次のとおり。

(1) 全市中銀行の67年1~6月中貸出残高を、65年6月末の貸出残高の18%増以内とする。

(2) 次の貸出は、上記規制の対象外とする。

イ、設備投資に対する貸出で政府が保証したもの。

ロ、1967年1月1日以降、工業信用公社(S.N.C.I.)または貯蓄中央金庫(C.G.E.R.)と協調して行なう工業設備投資に対する貸出。

ハ、輸出関連手形の引受け。

◇オランダ、市中貸出限度額規制の延長

オランダ銀行はこのほど、国内景況が引き続き過熱状態にある現状にかんがみ、市中銀行(商業銀行と農業銀行)の代表者との協定に基づく現行の市中貸出限度額規制(63年10月以降、信用制度管理法第10条を根拠として実施)を本年も実施することを決定した。

今回の措置により、本年1~4月間の市中銀行の貸出増加額は、1965年の第4四半期の貸出平残の4%の範囲内に抑えられ、前年同期(1965年第4四半期の貸出平残の5%以内)の規制よりもいくぶんきびしいものとなつた。

◇フィンランド中央銀行、金融引締め政策を強化

フィンランド中央銀行はこのほど市中銀行との協約に

より、下記のような新しい金融引締め措置を実施することを決定した。今次措置は先に発表された市中貸出規制(41年12月号「要録」参照)を補完するものであるとみられるが、ユニークな支払準備制度を導入した事例として注目される(同国では現在支払準備制度はない)。

新措置の概要次のとおり。

(1) 全市中銀行は本年1月中の預金増加額の70%を、本年2月15日に中央銀行に預入すること。ただし上記預入限度額は、年初の預金残高の1.5%とする。

(2) 同じく本年1~2月中の預金増加額の65%を、本年3月15日に中央銀行に預入すること。ただし上記預入限度額は、年初の預金残高の2.5%とする。

(3) 本年4月以降12月にかけては、年初より当該月の前月末までの預金増加額の60%を、毎月15日に中央銀行に預入すること。ただし上記預入限度額は、年初の預金残高の3%とする。

(4) 上記の預入額に対し中央銀行は年率7%の利子を支払うほか、積立額は1970年8月20日までに解除すること。

フィンランドでは実体経済の鎮静化傾向の進展(鉱工業生産の伸び率は昨年中2%内外の見込み、前年5%)にもかかわらず、消費財輸入の増勢を主因に国際収支の赤字が依然改善しておらず(昨年12月末現在の金・外貨準備高は約160百万ドルと年初来87百万ドル減少)、その背後に市中貸出の増勢持続という事情がうかがわれる。この結果、中央銀行の対市中貸出も昨年中に43%増加。今回フィンランド銀行が上記のような厳格な市中流動性不胎化措置を実施したのも、こうした情勢に対処しようとしたものと見られる。

アジア諸国

◇マレーシアなど3国、新通貨制度を決定

マレーシア、シンガポール、ブルネイ3国は、きたる6月12日以降、それぞれ独自の通貨を発行することとなっているが、このほど1月7日の3国通貨委員会で、①3国の経済関係を円滑に保つため、通貨の相互交換性(interchangeability)を保証することについて原則的に同意し、細目は関係専門家が作成のうえすみやかに3国政府の承認を得ること、②シンガポール、ブルネイ両国政府の要請に応じ、通貨委員会は、現在の硬貨(マラヤ・ドル)の流通期間を本年12月11日まで延長すること、③現行通貨の回収を円滑にするため、シンガポールの通貨廃棄処理事務所(Currency verification and destruction office)に加えて、新たにクアラ・ルンプールにも同様の事務所を設置すること、などが決定された。

◇香港、輸出保険制度の導入

香港政府は、かねてから輸出促進策を検討していたが、このほど輸出保険制度を創設することとなり、輸出信用保険公社設立法案の内容を発表した。その骨子は次のとおりである。

1. 同制度の目的

香港の製造業者、輸出業者に、通常付保されないリスクを低廉な保険料により付保できる便宜を供与することにあり、このため資本金10百万香港ドルの、輸出信用保険公社を全額政府出資で設立する。

2. 制度の内容

(1) 付保されるリスクの対象は、①買手の破産、支払不履行、②代金支払および輸入の妨げとなる法令の施行、③発行済輸入許可証の取消し、④取引当事者国間の戦争発生、⑤買手国における戦乱等の発生、などとなっている。

(2) 保険金支払の限度は、損失の85%である。

(3) 輸出業者ごとに付保し得る限度が設定される。

この制度の実施により、輸出業者は輸出金融が受けやすくなり、これまで放任されていた輸出市場の開拓を促進することとなろう。すなわち輸出市場は、従来の米国・英国市場への過度の依存を脱して、近隣アジア、太平洋地域、さらにはアフリカへと拡張され、いっぽう安定した輸出産業の発展に役立つものとみられる。

◇韓国、1967年度予算の成立

韓国では、昨年12月8日、第2次5か年計画の初年度分に当たる1967年度(暦年)予算が国会を通過、成立了。

本予算は大要次表のとおりで、その規模は歳入、歳出とも1,643億ウォンと前年度に比べかなり(当初予算比35%増、最終予算比15%増)膨張してはいるが、引き続き均衡予算の方針が堅持されている。

ことに注目される点としては、

(1) 歳入面では、昨年に統いて所得税・法人税等を中心に行なわれる反面、従来国防費と見合って漸増してきた見返資金(米国援助)が大幅な減少に転じ、財政の自主性が高まること、

(2) 歳出面では、公務員給与の引上げ(23%)・地方交付税の増額(9割増)などによる一般経費ならびに国防費の急増のしわ寄せから、財政投融資の減少を余儀なくされたこと、

などで、第2次開発計画の遂行上多くの問題を今後に持ち越すこととなった。

1967年度予算

(単位・億ウォン)

		1967年度予算	構成比%	1966年度前年度比最終予算増減(△)	%
歳入	租 稅	1,071	65.2	832	28.7
	うち内 国 税	887	54.0	666	33.3
	関 稅	184	11.2	166	10.4
	専 売 益 金	90	5.5	75	20.0
	そ の 他	183	11.1	188	△ 2.7
小 計		1,344	81.8	1,095	22.7
歳出	見 返 資 金 ベトナム派兵 経 費 支 援	271 28	16.5 1.7	331 —	△ 18.2 —
	小 計(米国援助)	299	18.2	331	△ 9.7
	合 計	1,643	100.0	1,426	15.2
歳出	一 般 経 費	787	47.9	601	30.8
	國 防 費	480	29.2	405	18.4
	投 融 資	371	22.6	414	△ 10.4
	そ の 他	6	0.3	5	0.5
合 計		1,643	100.0	1,426	15.2

備考 1ウォンは邦貨約1.3円。

共 产 圈 諸 国

◇中共、革命造反派、経済主義反対の緊急アピールを發表

中共の財政・商業部門の革命造反派10万人は1月18日北京で、周首相らを迎えて経済主義を排撃するための宣誓大会を開き、要旨次のような「緊急アピール」を採択した。

(1) すべての革命的財政出納工作者は国家租税收入を確保するため、徵税を強化すべきである。徵収済みの税金は、合法的である限り払い戻さない。非合法に払い戻した税金は再度徵収する。

(2) 規定に基づかず勝手に支給された賃金、諸手当、福利、乱発した賞金、経験交流補助費、その他各種補助金などに関する決定は即日すべて廃止する。すでに支給したものは、すべて認可した権力派が責任をもって回収すべきである。

(3) 紅衛兵が「四旧」一掃で没収した物資と資金はすべて公有とする。すでに個人に分配したものは、すべて返却・上納し、國家の財政收入とする。

(4) 銀行部門の革命造反派は各種政府機関、企業、学校などの支出をきびしく監督し、権力派が支給し、または非合法に乱発した各種資金を回収しなければならない。

なお権力派の指示により銀行貸付の強要をしたものは現行犯として処罰する。

(5) 外国貿易部門の革命造反派は輸出入貨物の出荷を適切に行ない、対外的契約を厳格に履行し、さらに本年の国家貿易計画を達成するために努力しなければならない。

(6) 商業部門の革命造反派は生活必需品の供給を確保しなければならない。また、国家の商品を勝手に個人に分配することを厳禁し、すでに個人に分配した国家の商品は、ただちに返還しなければならない。

なお、上海の革命造反派が1月9日発表した「緊急通告」でも、次の諸点が強調されている。

(1) 各部門で支給した経験交流費(運賃を除く)は、権力派の発行者が責任をもって回収する。

(2) 生産用必要経費、労働賃金、文化革命必要経費、事務費その他の正当な経費を除き、各種政府機関、団体、企業の流動資金は、直ちに凍結する(ただし大衆預金を除く)。

(3) 賃金の調整や追加支給、福利、待遇改善などは、原則として革命後に改めて処理するまで延期する。

(4) すべての公用建物と没収された資本家の家屋は、すべて全人民の所有財産であり、いかなる個人も公用建物を強制占拠することはできず、違反者は公安局の調査処分を受ける。